茅野市（産業経済部）プレスリリース

令和８年（2026 年）11 月４日

茅野市生産性向上設備等投資促進補助金について

茅野市では、原材料費等物価高騰が続く中、小規模事業者の事業継続力の強化及び賃上げ環境の整備を行うことで茅野市経済の活性化を図るため、経営の改善、業務の効率化等、生産性の向上に資する設備等への投資を行う小規模事業者に対して経費の一部を補助します。

1　補助対象者

市内に主たる事業所を有する小規模事業者（対象となる業種は別紙に記載）

2　補助対象経費

〇生産性の向上に資する設備等への投資

・省力化、作業工程の短縮等の業務効率化又は新たな製造、サービス提供が可能なもの

・従業員の作業環境等の改善を目的としたもの

3　補助率

補助対象経費の 2/3 以内

4　補助限度額

１００，０００円

5　実施期間

令和８年１０月１９日から令和９年２月２８日まで

6　その他

・茅野商工会議所からの要望もふまえ、会議所との協議によって制度設計を行いました。

・茅野商工会議所との協働事業になります。

（問合せ先）
担 当 産業経済部商工課工業・産業振興係
髙橋・大島
電 話 0266-72-2101 内線 433
電子メール shoko@city.chino.lg.jp

小規模事業者の皆さんへ

生産性向上設備等投資促進補助金

生産性の向上に資する設備等への投資を補助します！

茅野市では、物価高騰の影響を受けた市内製造業等の小規模事業者の事業継続力の強化及び賃上げ環境の整備を行うため、経営の改善、業務の効率化等、生産性の向上に資する設備等への投資を行う経費の一部を補助します。

補助概要

補助対象者

市内に主たる事業所を有する製造業、建設業、商業、宿泊業・飲食サービス業等の小規模事業者

補助対象経費

○生産性の向上に資する設備・・・従業員に対する作業負担を軽減させるための機械等の導入や、 経営の改善及び業務の効率化等、限られた人員と経営資源で従来と同等以上の成果を上げるための設備等への投資

○エネルギーコスト等の負担軽減や収益構造の改善等につながるもの

・省力化、作業工程の短縮等の業務効率化又は新たな製造、サービス提供が可能なもの

・従業員の作業環境等の改善を目的としたもの

補助率

◇設備購入費等2/3以内

補助限度額

□１００，０００円

実施期間

令和８年10月19日から

令和９年２月28日まで

・ただし、予算が無くなり次第終了

小規模事業者の定義

業種	常時使用する従業員の数※
①製造業、建設業、運輸業、宿泊業、娯楽業、その他の業種	20人以下
②卸売業、小売業、サービス業	５人以下

※常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」をいう。ただし、日々雇い入れられる者や２箇月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に４箇月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者を除く。

※本補助金の対象となる業種については裏面に記載

【※本補助金の内容については変更をする可能性があります。】

詳しくは、下記窓口へご相談いただくか、茅野市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ
茅野市　産業経済部　商工課　☎ 0266-72-2101（内線433）　FAX 0266-72-4255
E-mail　shoko@city.chino.lg.jp　　URL　https://www.city.chino.lg.jp

補助対象者（以下に定めた事業を主たる事業として営むもの）

※小規模事業者の定義による該当業種を【＊＊】で記載しています。

日本標準産業分類の分類	●大分類D（建設業）【建設業】 ●大分類E（製造業）【製造業】 ●大分類F（電気･ガス･熱供給･水道業）【小売業】 ●大分類G（情報通信業）のうち中分類39（情報サービス業）【サービス業】 ●大分類H（運輸業･郵便業）のうち中分類43（道路旅客運送業）、 中分類44（道路貨物運送業）【その他の業種】 ●大分類I（卸売業･小売業）【卸売業･小売業】 ●大分類L（学術研究、専門･技術サービス業）のうち 中分類72（専門サービス　業（他に分類されないもの））の726（デザイン業） 中分類74（技術サービス業（他に分類されないもの））の 743（機械設計業）　【サービス業】 ●大分類M（宿泊業･飲食サービス業）　【小売業･サービス業】 ･宿泊業は常時使用する従業員の数が20人以下。 ･飲食サービス業は常時使用する従業員の数が５人以下。 ●大分類N（生活関連サービス業･娯楽業）のうち 中分類78（洗濯･理容･美容･　浴場業）　【サービス業】 ●大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち 中分類88（廃棄物処理業）、中分類89（自動車整備業）、 中分類90（機械等修理業）　【サービス業】

補助対象事例等

〇既存設備のエネルギーコスト軽減化に資する設備等
・業務用エアコン　・スポットクーラー　・ミスト設備
・LED照明　等の更新
・断熱改修工事（屋根・壁等）

〇従業員に対する作業環境等の改善を目的としたもの
・空調作業着、温暖化対策用ヘルメット等の備品
・休憩室、更衣室、トイレ等の改装

〇経営の改善、業務の効率化に資する取り組み

基本的に、実質的な賃上げ、生産性向上、売上の増加、騒音、公害、安全対策、福利厚生などにつながる取り組みが対象になります。